

月末から知事あつ旋

水俣漁協の被害補償

昨年から水俣市漁協と新日窒の間で紛争を起している水俣病関係の被害補償問題について、森永農商工水産部長は十三日“知事が月末からあつせんにのりだす”とつぎのように語った。

水俣市漁協からさる四日、正式に知事あつせんの依頼があった。委員については①公正中立な漁協の希望する人の条件だった。いっぽう新日窒側でも千原専務から六日口頭であつせん依頼があり十八、九日ごろ再び来航することになっている。単協の問題でもあるし、地元中心に市長、市議会の人たちをあつせん委員に選び、知事、商工水産部長が加わって七人ぐらゐで構成されることになろう。あつせん時期は千原専務の来航後月末ごろから水俣で行なう。

なお水俣市漁協では昨年九月に汚水による被害補償金として一時金三千五百万円と年間一百万円を新日窒からつけているが、水俣病発生による被害補償はうけていないので、補償金として

二億八千三百万円を要求、さる四月新日窒東京本社前に座り込

んだが、知事にあつせん依頼することを含め、四月二十日に座

り込みを中止して引き上げたいもの。